

社説

新局面の水俣病補償問題

水俣病補償解決をめくつて、厚生省はこれをおつせんする第三者機関の設立を決め、いま満足の前準備を進めている。一方、これに全面委任するのをためらう患者家庭互助会員の一部は、チツソに自主交渉を申し入れていたが、会社は拒否の回答を出した。このためここの数日中に、裁判による解決を求めるものとみられている。水俣病補償問題は、こうして二つの動きがはつきりしてきたわけだ、事態は新しい局面を迎えたといえよう。

第三者機関はことし一月、互助会の要望を斎藤厚生大臣が承諾した形で設立が決まったものである。満足が通れたのは、その後厚生省が第三者機関の設立条件として、会社と互助会双方に、確約書なるものの提出を求めたことに端を発している。問題の確約書の内容は次のようなものである。

「私たちが厚生省に水俣病にかかる紛争処理をお願いするに当たりましては、これをお引き受けくださる委員の人数についてはご一任し、解決に至るまでの過程で委員が当事者双方からよく事情を聞き、また双方の意見も

調整しながら論議を尽くしたうえで、委員会が出してくださる結論には異議なく従うことを確約します」

つまり委員人選の全面一任と、その結論には異議なく従うことの確約を求めたものである。

これに対しチツソは承諾したもの、互助会内には全面一任についての疑問が生まれ、二つの意見が対立した。そして内部調整も出ず、来すに、このほど会員九十人のうち五十四人が、確約書の提出をしたというのが、これまでのいきさつである。

意見対立を生んだもの

意見対立の原因は原文内容にある。すなわち結論には異議なく従うの表現をめぐり、一部のものは「結論に無条件で従え」ということは、あつせんではなく仲裁であり、あとで文句が言えない」として全面一任をちゅうちよした。そして補償解決の道を、チツソとの交渉再開に求めたのである。

これに対し他のものは「すでに会社と四回も交渉している。それでまともになかったか

ら、国に頼んだのだ。いまさら振り出しに戻って、会社と交渉するわけにいかない」として対立した。そして第三者機関への一任を決め、確約書を「お願い」と改めて、陳情に及んだわけである。

意見が分かれたもう一つの原因は、患者の症状の違いにある。すなわち重症、重症、胎児性、死亡とそれぞれ異なり、また三十四年の補償で一時金をもらった家庭もあつて、事情も違つている。全面一任ちゅうちよ組には重症、死亡の家庭、また確約書提出組には軽症のものが多いといわれるが事情が異なればその主張も異なってくるのは当然であろう。

こうして互助会は確約書提出組と、いわゆる自主交渉組の二つに分かれることになったが、補償解決を目ざし会員がそれぞれ自分の意思で、善と信する道を選んだ以上、われわれは二つの道もまたやむなしと考えるのである。

よくわかる。

しかしながら互助会というものは、根深い悩みを持つ人々である。したがって確約書の文面に、彼らを刺激するような表現は出来うる限り避けるべきであつた。文面を見ると、相手を締めつけるような調子があり、どこどなく冷たいものが滲透しているのは否めない現実である。

互助会の心情理解を

また第三者機関のあつせん方式について、関係者に十分納得のいくような説明が、果たして試みられたであらうか。提出組の中に「国は患者のことをもっと真剣に考えてほしい。確約書は患者をしりすぎる」といった割り切れぬ気持ちはいなくともあつたといわれる。

「お前たちにあつせんしてやる」といった見下すような態度でなく、真情のこもった態度が厚生省側にあつたならば、確約書提出をめぐって意見が二つに割れることもなかったと、われわれには思えるのである。

第三者機関は今月中にも発足するとみられるが、委員の人選はスピーディーに、しかも権威と良識ある人が選ばれることを期待す

る。そして委員の作業には、県や水俣市当局も全面的に協力して、あつせんが早速になされることを要望する。

患者やその家庭は、社会の弱者である。さまざまな悩みや意見を持ちつつ、身体障害のために、これを表現する能力を十分に持っていないものも多い。あつせんが通れば、それだけ悩みは続くのである。

自主交渉組が今後裁判の道を選ぶことは必ずである。訴訟は国と会社を相手とり、損害賠償と慰謝料を請求することになるものとみられる。行政機関で解決を待つとか、司法機関で解決を待つとか、道は異なつても、両派に悔しめ合いの中で分断させたくないとする意向がみられることは、なんとなく気持ちの救いを覚える。連帯というものは、いつまでも失われるべきでない。